

# 檜葉町屋外スポーツ施設使用許可申請書

年 月 日

一般社団法人 檜葉町スポーツ協会

代表理事 渡 邊 清 様

申請者 住 所 〒

氏 名

T E L

団体名 ( )

		利 用 日	年 月 日	使 用 料 (税込)
1. 使用施設及び日時	1. 野球場	時 分 ~ 時 分 ( 時間)		円
	2. サブグラウンド 〔 A ・ B ・ 両面 〕	時 分 ~ 時 分 ( 時間)		円
	3. 陸上競技場	時 分 ~ 時 分 ( 時間)		円
2. 使用目的				
3. 使用者の区分と人数		中学生以下 ・ 高校生 ・ 一般 ・ 興業		人
4. 設備及び備品使用	電光掲示板	時 分 ~ 時 分 ( 時間)		円
	ピッチングマシン	時 分 ~ 時 分 ( 時間)		円
	照明 (ナイター) 〔 全点灯 ・ 1/2点灯 〕	時 分 ~ 時 分 ( 時間)		円
5. その他				
代表理事	事務局長	(主務)係長	課 員	減 免
				一部免除
				合 計 使用料 (税込)
				円

- 総合グラウンドの予約方法  
施設の使用希望者から電話・WEB予約システム等で問い合わせがあった場合は、以下の基準を満たすことを確認し、仮予約を受け付けるものとする。ただし、仮予約受付確認後1週間以内に、申請書が届かない場合キャンセルとする。  
①通常予約開始日=使用する日からさかのぼって3か月前 ②合宿及び大会使用の場合の予約開始日=使用する日からさかのぼって6か月前
- 予約を受け付ける際には、使用する日が確実に使用することがわかる実施要項の提出を求めるものとする。実施要項等が無い場合は、口頭により確認することとする。
- 合宿及び大会使用の場合は、使用希望者の宿泊施設の予約状況を確認し、檜葉町スポーツコミッションを通じた予約を推奨するものとする。
- キャンセル料について  
①大会使用の場合=使用開始日の2か月前を切ったキャンセル:使用料全額  
②合宿使用の場合=使用開始日の1か月前を切ったキャンセル:使用料全額  
③通常予約の場合=使用開始日の3日以上前のキャンセル:使用料半額/使用開始日の2日前~当日に申し出たとき:使用料全額  
④その他、檜葉町都市公園条例第16条に該当する場合、当該規定によることとする。  
⑤返金に係る振込手数料等は、施設を予約した者が負担するものとする。
- 使用料の減免  
①檜葉町都市公園条例第15による。 ②使用者全員が一般社団法人檜葉町スポーツ協会の会員の場合は、使用料を減免とする。
- 使用者の賠償責任  
第7条 檜葉町都市公園条例第18条の2による。

担当者

--

# 檜葉町屋外スポーツ施設使用許可書

年 月 日

申請者 住所 〒  
氏名  
TEL  
団体名 ( )

一般社団法人 檜葉町スポーツ協会  
代表理事 渡邊



利用日		年	月	日	使用料(税込)	
1. 使用施設及び日時	1. 野球場	時	分	～ 時 分 ( 時間)	円	
	2. サブグラウンド 〔 A・B・両面 〕	時	分	～ 時 分 ( 時間)	円	
	3. 陸上競技場	時	分	～ 時 分 ( 時間)	円	
2. 使用目的						
3. 使用者の区分と人数					中学生以下 ・ 高校生 ・ 一般 ・ 興業 人	
4. 設備及び備品使用	電光掲示板	時	分	～ 時 分 ( 時間)	円	
	ピッチングマシン	時	分	～ 時 分 ( 時間)	円	
	照明 (ナイター) 〔 全点灯・1/2点灯 〕	時	分	～ 時 分 ( 時間)	円	
5. その他						
代表理事	事務局長	(主務)係長	課 員		減 免	一部免除
					合 計 使用料 (税込)	円

- 総合グラウンドの予約方法  
施設の使用希望者から電話・WEB予約システム等で問い合わせがあった場合は、以下の基準を満たすことを確認し、仮予約を受け付けるものとする。ただし、仮予約受付確認後1週間以内に、申請書が届かない場合キャンセルとする。  
①通常予約開始日＝使用する日からさかのぼって3か月前 ②合宿及び大会使用の場合の予約開始日＝使用する日からさかのぼって6か月前
- 予約を受け付ける際には、使用する日が確実に使用することがわかる実施要項の提出を求めるものとする。実施要項等が無い場合は、口頭により確認することとする。
- 合宿及び大会使用の場合は、使用希望者の宿泊施設の予約状況を確認し、檜葉町スポーツコミッションを通じた予約を推奨するものとする。
- キャンセル料について  
①大会使用の場合＝使用開始日の2か月前を切ったキャンセル:使用料全額  
②合宿使用の場合＝使用開始日の1か月前を切ったキャンセル:使用料全額  
③通常予約の場合＝使用開始日の3日以上前のキャンセル:使用料半額/使用開始日の2日前～当日に申し出たとき:使用料全額  
④その他、檜葉町都市公園条例第16条に該当する場合、当該規定によることとする。  
⑤返金に係る振込手数料等は、施設を予約した者が負担するものとする。
- 使用料の減免  
①檜葉町都市公園条例第15による。 ②使用者全員が一般社団法人檜葉町スポーツ協会の会員の場合は、使用料を減免とする。
- 使用者の賠償責任  
第7条 檜葉町都市公園条例第18条の2による。

担当者